

2025年8月18日

第1回社債型種類株式（上場型） に関するQ&A

本Q&Aは第1回社債型種類株式の発行決議に伴い、2025年5月13日付で公表致しました「社債型種類株式（上場型）に関するQ&A」の内容を更新したものです。

The logo for ZENSHO, featuring the word "ZENSHO" in a bold, blue, sans-serif font. The letter "Z" has a distinctive design with a diagonal line through it.

株式会社 ゼンショーホールディングス

第1回社債型種類株式に関するQ&A

質問	回答
1. ハイブリッド調達とは何か	<ul style="list-style-type: none">■ 種類株式やハイブリッド社債（劣後特約付社債）・ハイブリッドローン（劣後特約付ローン）などの、議決権の希薄化が発生しない資本性のある資金調達手法です。
2. 社債型種類株式の意義、目的は何か	<ul style="list-style-type: none">■ 当社は、「フード業世界一」を目指し、成長を加速していくために、中期経営計画を策定し、グローバルな店舗展開の加速、DX・AIを活用した技術革新及びグローバルMMDの深化を重点施策として定めております。■ グローバルすき家、グローバルはま寿司、テイクアウト寿司などの出店を加速し、積極的な店舗改装投資を実施していくにあたり、財務健全性を維持しつつ、成長投資資金の確保が必要と考えております。■ このような当社における事業環境の進捗等や市場環境を総合的に勘案した結果、今般、第1回社債型種類株式を発行する環境が整ったものと判断し、第1回社債型種類株式の発行を決定しました。
3. 社債型種類株式の特徴は何か	<ul style="list-style-type: none">■ 会社法上の株式ですが、株式と社債の中間的性格を有するハイブリッド調達で、商品性はハイブリッド社債に類似しています。■ 社債型種類株式には議決権や普通株式への転換権がなく、「社債」に近い商品性です。また、社債型種類株式の配当や残余財産の分配順位は普通株式に優先し、発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない非参加型です。■ 普通株式とは別に、東証プライム市場への上場を予定しており、幅広い投資家へ投資機会を提供することを企図しています。
4. ハイブリッド社債・ハイブリッドローンとの類似点及び相違点は何か	<ul style="list-style-type: none">■ ハイブリッド社債・ハイブリッドローンと同様、第1回社債型種類株式では、格付会社（JCR）より発行額の50%に対して格付上の資本性の認定を取得する予定です。■ 他方で、社債型種類株式では、会計上の自己資本を拡充できる点が異なります。加えて、社債型種類株式は東証プライム市場への上場を通じて幅広い投資家に検討いただける商品（NISA対象）です。

第1回社債型種類株式に関するQ&A

質問	回答
5. A種優先株式との類似点及び相違点は何か	<ul style="list-style-type: none">■ A種優先株式と同様、社債型種類株式は、会計上の資本を拡充することができます。■ 他方で、A種優先株式は、金融機関からの調達でしたが、社債型種類株式は、東証プライム市場への上場を通じて幅広い投資家に検討いただける商品（NISA対象）です。
6. 過去にハイブリッドローン・A種優先株式による資本性の調達も行っているが、なぜ社債型種類株式による資本性調達を行うのか	<ul style="list-style-type: none">■ ハイブリッド調達という観点では、ハイブリッドローン・A種優先株式は、金融機関からの調達が中心となります。今回の第1回社債型種類株式の発行は、個人を含む幅広い投資家からも資金を調達し、会計上の資本拡充を実現することが目的です。■ なお、第1回社債型種類株式と、第1回劣後特約付社債、ハイブリッドローン、A種優先株式への利払・配当を行う場合には、同順位での支払いを想定しています。
7. 第1回社債型種類株式の資金使途は何か	<ul style="list-style-type: none">■ 第1回社債型種類株式の発行によって調達した資金は、グローバルすき家セグメントにおける国内外での新規出店資金及び既存店の改装、グローバルはま寿司セグメントにおける国内外での新規出店資金及び既存店の改装、レストランセグメントにおける新規出店資金及び既存店の改装、本社・サポートセグメントにおける工場の新規開設及び移設、D X 及び A I 投資等の事業基盤強化、グローバル中食セグメントにおける新規出店資金及び既存店の改装に係る設備投資資金等に充当予定です。
8. 第1回社債型種類株式はどのような発行形態を予定しているか	<ul style="list-style-type: none">■ 第1回社債型種類株式は国内における一般公募を通じ、個人投資家をはじめとする幅広い投資家にご投資いただくことを想定しています。■ 当社の普通株主である皆様にもご購入いただけることを想定しています。
9. 第1回社債型種類株式の発行スケジュールはどのような予定か	<ul style="list-style-type: none">■ 第1回社債型種類株式の発行条件は2025年9月9日（火）から2025年9月11日（木）までのいずれかの日に決定され、2025年10月1日（水）に払込み、2025年10月2日（木）に東証上場となる予定です。

第1回社債型種類株式に関するQ&A

質問	回答
10. 第1回社債型種類株式の発行価格はいくらか	<ul style="list-style-type: none">■ 第1回社債型種類株式の発行価格は5,000円となります。
11. 東証での売買はいつから可能で、売買単位は何株か	<ul style="list-style-type: none">■ 第1回社債型種類株式は上場日（2025年10月2日）以降、東証プライム市場にて売買が可能です。■ 第1回社債型種類株式の売買単位は普通株式同様、1単元あたり100株となります。
12. 第1回社債型種類株式の固定配当はどのように決定されるのか	<ul style="list-style-type: none">■ 第1回社債型種類株式の固定配当は、当社が受領した第1回社債型種類株式の公正価値に関する評価報告書並びに2025年7月31日付で訂正発行登録書を提出した第1回劣後特約付社債の発行条件に係る検討内容、当社と同程度の信用格付を取得している事業会社が発行している劣後特約付社債の市場価格等及び他の事業会社が発行した社債型種類株式の市場価格等を総合的に踏まえて設定した仮条件（年4.00%以上、年4.50%以下）を基に、投資家の需要状況等を勘案してブックビルディング方式と同様の方式によって決定します。■ 変動配当（2031年4月1日以降）は、基準金利（1年国債金利）に当初固定配当決定時に決定したスプレッド及び1%を加えた配当年率が適用されます。
13. 第1回社債型種類株式の発行が普通株式の配当方針に影響を与えないか	<ul style="list-style-type: none">■ 当社グループは、株主の皆様に対する安定した利益還元を経営の重要施策の一つと考え、積極的な業容の拡大と内部留保金の充実を図りながら、業績に応じた利益配分を行うことを基本方針としております。したがって、第1回社債型種類株式の発行を行ったとしても、普通株式の配当方針に影響を与えることは想定しておりません。
14. 第1回社債型種類株式の発行が普通株式の株主優待に影響を与えないか	<ul style="list-style-type: none">■ 普通株式の株主優待に影響を与えることは想定しておりません。なお、社債型種類株式の株主に株主優待を付する予定はありません。

第1回社債型種類株式に関するQ&A

質問	回答
15. 5年後に、第1回社債型種類株式を現金対価で取得（コール）する予定なのか	<ul style="list-style-type: none">■ ハイブリッド調達の市場慣行として、多くの投資家が当社による取得（コール）が可能となる発行日の5年後（2030年10月1日）から配当がステップアップする日の前日（2031年3月31日）までに、当社による取得（コール）が行われることを期待している点は十分に認識しております。■ これらを踏まえ、当社が第1回社債型種類株式を現金対価で取得（コール）するかは、その時点の事業・財務状況や市場環境等を総合的に勘案して判断します。
16. 第1回社債型種類株式を購入するには、どうしたらよいか	<ul style="list-style-type: none">■ 本募集の引受証券会社である野村證券へお問い合わせください。■ 上場日（2025年10月2日）以降は、お取引先の証券会社へお問い合わせください。

この文書は当社の第1回社債型種類株式に関して一般に公表するための参考資料であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

ZÉNSHO

